

伯耆町許可第24号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 島根県松江市八幡町882番地2

氏名又は名称 アースサポート 株式会社
代表取締役 尾崎 俊也

令和5年3月1日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項により次の条件を附して許可する。

令和5年3月10日

伯耆町長 森 安 保



複写無効

- 1 営業の種類 ごみの収集運搬
- 2 許可する期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 営業する区域 伯耆町区域内
- 4 車両の種別及び台数 裏面記載のとおり
- 5 廃棄物の処分地及び処分方法
処分地 可燃物 南部町法勝寺22番地1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター
不燃物 伯耆町口別所630番地
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
処分方法 焼却、選別及び埋立
- 6 許可の条件 裏面記載のとおり

一般廃棄物収集運搬業許可条件

- 1 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を1年に1回伯耆町に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、または譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要になったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、汚損、及び紛失したときは、ただちに届出すること。
- 6 その他町長の指示する事項に従うこと。

複写無効

許可車両

車両登録番号	車種	収集運搬許可物	備考
島根800さ8335	2,000kg塵芥車	可燃性及び不燃性ごみ	
島根800さ4121	1,900kg塵芥車	可燃性及び不燃性ごみ	
島根800さ8360	2,000kg塵芥車	可燃性及び不燃性ごみ	
島根100さ8655	3,850kg脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
島根400せ1238	2,000kg脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
島根100さ8053	3,800kg脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	